

A7 6か月間継続勤務し、その6か月間の決められた労働日数の8割以上出勤した者には、年次有給休暇を与えなければなりません。1回の雇用契約期間が短くても、雇用契約を更新して通算6か月以上継続して働くようになった場合も同様です。

[解説]

年次有給休暇の法定の付与日数を決定するに当たり、「週の所定労働日数が4日以下（または、年間の所定労働日数が216日以下）」であって、かつ、「週の所定労働時間が30時間未満」である者は、比例付与の対象となります。

<年次有給休暇付与日数>

			雇入れの日から起算した継続勤務日数						
週所定労働時間	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
30時間以上	日数を問わず		10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上							
	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日